

広島県告示第四百三十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定によつて、漁業の免許の内容たるべき事項等を別冊のとおり定めた。

平成三十年五月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦